

平成30年 5月30日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2017

課題番号：25370861

研究課題名(和文) 近世フランスにおける外国人と都市社会 16・17世紀のリヨンを中心に

研究課題名(英文) Foreigners and urban society in early modern France

研究代表者

小山 啓子 (Koyama, Keiko)

神戸大学・人文学研究科・准教授

研究者番号：60380698

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：リヨンは1462年に大市開催権を取得して以降、外来者の多い国際商業都市として発展する。1597年の住民調査によれば地元生まれはわずか22%であった。本研究では第一に、外来者がどのように都市の中に居住したかを調査した。その結果、彼らは外国人街を形成することなく、都市内に混在して居住したことが判明した。第二に、外来者集団は出身都市ごとに自治組織的な同郷団を結成したことから、フィレンツェ同郷団規約を分析し、同郷者内部の規律・互助のあり方と、ホスト社会との関わり方を考察した。第三に検討したのは、外国人の帰化状と市民権の取得である。帰化状から、外国人がどのような目的・戦略から帰化を選んだかを検討した。

研究成果の概要(英文)：Lyon has developed as an international commercial city with foreigners since acquiring the right of fairs in 1462. According to a survey on register of residents in 1597, the local inhabitants were only 22%. In this research, first I investigated how outsiders reside in Lyon. As a result, it turned out that they lived mixedly in the city without forming a foreign settlement. In addition, people who came from a same town formed a self-governing "nation". Secondly, I analyzed the terms and rules of Florentine nation, and considered a way of discipline and mutual help in their circle and how to interact with host society. Third, I examined the naturalization of foreigners and the acquisition of citizenship. Through the letters of naturalisation, I analyzed what purpose and strategy were based on their selections.

研究分野：近世フランス史

キーワード：近世フランス都市 外国人 同郷団 リヨン 帰化 市民権

1. 研究開始当初の背景

近世フランス都市をめぐる近年のヨーロッパ学界では、それぞれの都市や国制を相互の比較の下で考察しようとする研究が蓄積しつつある。しかし、フランスの政治社会を担うエリートの中には外国人が少なくないにもかかわらず、16世紀以降増大した人の移動に伴う文化交流・混交に関する問題については、いまだ地域間の多面的な移動・接触・交流の歴史が解明されているとは言い難い。この時期、国家の集権化と領域内での宗派化が進むと同時に、国際的な人の移動も活発化する中で、ナショナルな差異が地域社会内でますます問題となっていく。本研究では、都市リヨンを中心に、外国人や宗教的・政治的「他者」との対立と共存の実態を調査することを通じて、宗教戦争を経て苦渋の選択の中から模索されていく、新たな共生空間の特質を明らかにしたいと考えた。

2. 研究の目的

第一に、外国人同郷団の規約を精査し、運営の実態や団体としての交渉力を明らかにする。たとえばフィレンツェ同郷団は、毎年彼らを代表する1名の領事と2名の評議員を選出し、50項目からなる独自の規約を有していた。リヨンの市参事会は、重要な案件を審議するにあたって各同郷団の領事や代表者を特別に招集しており、そのことは市政運営に際してこれら同郷団の意向を無視できなかったことを物語っている。そこで本研究では最初に、相互扶助団体でありながら、宗教結社、政治結社にもなるような、外国人同郷団の役割に焦点を当てることにした。

こうした同郷団の存在は、外国人が都市の中で1団体としてアイデンティティを固持し、在地社会には溶け込もうとしなかったような印象を与える。彼らは、帰化状や市民権を取得し、「同化」しようとはしなかったのか。フランスでは外国人が財産を残して死去した場合、その相続権は国王にあるとする遺産没収権が定められており、死後自らの子弟に財産を相続するには帰化が必要であった(阿河雄二郎「オーバン考 近世フランスの外国人研究序説」、『エクス・オリエンテ』7号、2002年、1-29頁)。デュポストやサーリンズなど、パリにおける帰化の研究はあるが、地方都市在住者が実践した帰化についてはいまだほとんど研究がない。

他方で、都市民として「同化」するためには、今まさに居住している都市の市民権が必要であった。近世における帰化と市民権の関係は極めて複雑であるが、市民権の取得は家門や職業上の志向と関連していることが指摘できるものの、さらに多くの事例を調査する必要がある。

最後に、リヨンにおける宗派对立の実態とカルヴァン派イタリア人のネットワークについて分析し、宗教戦争後の都市内平和の実現方法について、市当局の政策を中心に研究

する。

3. 研究の方法

研究目的を達成するために必要な史料は、主にリヨン市文書館およびローヌ県文書館に所蔵されている市参事会審議録、会計簿、帰化登録簿、公証人文書、友好協定書などである。史料解読にあたっては、リヨン第2大学名誉教授のフランソワーズ・バイヤール、その弟子のデルフィヌ・エスチエの指導を仰ぐ。

外国人同郷団関係文書としては、16世紀リヨンのフィレンツェ同郷団関係史料がヴァチカン図書館に所蔵されていることが判明している。ヴァチカンに赴くことができない場合は、リヨン市文書館所蔵の複写を利用することにしたい。

また、抽象的な集団関係論に陥らないようにするために、「覚書」や「遺言書」などの文書に注目して、個別的な営みにも光を当てたいと考えている。それによって近世に生きた外国人の実際的な問題を発見でき、彼らに直面した在地の人間との交流がより具体的に把握できると考える。パリのフランス国立古文書学校附属図書館には、リヨンに居住したフィレンツェ人の遺言書を分析した未刊行の博士論文があり、現地ではしか閲覧できないため、パリに赴く。著者であるイオンヌ県文書館館長 Pierre-Frédéric BRAU 氏とはすでに連絡が取れており、閲覧の許可をもらっている。

得られた研究成果は、国内学会に加え、Parliaments, Estates and Representation等の学会で発表して議論を深めることにしたい。

4. 研究成果

リヨン旧市街は1998年にユネスコの世界遺産に登録されたが、この旧市街の建築物はなによりもまず、ある時期のリヨンにおいてイタリアの影響が非常に大きかったことを私たちに視覚的に伝えている。旧市街の中心にあるリヨン歴史博物館の建物は、そもそも亡命フィレンツェ人であるGadagne家の邸宅であった。1597年に行われた住民調査の記録を精査したO. Zellerの論文によれば、その時点でリヨンに居住している人たちの出身地は1,326か所に及び、リヨン生まれが判明しているのは全体のわずか22パーセントであったとされ、この数値を信頼するならば、人の移入という現象はこの時期のリヨンにおいて非常によくある光景であったと考えられる。多くの有力商人は両替広場付近に居を構えており、ここから大司教座教会サン＝ジャン大聖堂までは500m未満の距離しかないのであるが、リヨンの外国人はいわゆる外国人街を形成することなく、その中心地および周辺に混在して居住した。リヨンはいわゆる「他者」を受け入れる新しい事態に直面していたわけであるが、外来者は実際どのよう

にこの都市の中心部に入り込み、定住と移出とを選択していくのであろうか。

リヨンでは、規模の大きな外来者集団は出身都市ごとに自治組織的な同郷団を結成しており、1483年にはすでに、サヴォワ、ミラノ、フィレンツェ、ジェノヴァ、ヴェネチアの各同郷団、そしてニュルンベルク、アウグスブルク、シュトラスブルク出身者の合同によるドイツ同郷団があった。とりわけフィレンツェ同郷団は、全50条からなる独自の規約を有しており、市参事会に代表を派遣していたという点で注目される。1501年7月11日に締結されたこの同郷団規約は現在、ヴァチカン図書館のスウェーデン女王クリスティーナ・コレクションに分類されている「リヨンにおけるフィレンツェ同郷団関係史料」Capitoli della natione fiorentina habitante in Lioneに収められている。規約の内容からは、当時のフィレンツェ人がリヨンで同郷団からどのような待遇・保護を受け、同郷団に対しいかなる義務を負うことになったかが見えてくる。

こうした同郷団の存在は、外国人が都市の中で1団体としてアイデンティティを固持し、在地社会には容易に溶け込もうとしなかったような印象を与える。彼らは、帰化状や市民権を取得し、「同化」しようとはしなかったのであらうか。フランスでは外国人が財産を残して死去した場合、その相続権は国王にあるとする遺産没収権が定められており、死後自らの子弟に確実に財産を相続するには、

財産を現金化するか、外国に出るか、帰化するか、のいずれかを選ばなければならなかった。こうした外国人の遺産没収に対する恐れが帰化を迫ることもあったであろうが、実際のところ、著名な大商人や金融業者が遺産没収権を実行されたという事例は見つかっておらず、やはりそこには「国王の良き計らい」というものがあつたことを伺わせる。

しかし本当の意味において都市民として「同化」するためには、今まさに居住している都市の市民権が必要であった。リヨンでは5-10年間の居住と不動産の所有等が条件とされたため、パリやマルセイユに比べ、帰化状の取得以上に困難であったと考えられる。つまり外国人が非常に多かった割にはその市民権を得ることが難しかったという状況を、どう捉えるべきかという問題になるであろう。一般的にはリヨンの市民《*citoyen et habitant*》《*bourgeois et citoyen de Lyon*》になるためには、先に帰化状が必要とされた。リヨンの外国人が帰化を果たす場合、最終的にはセネシャル裁判所かリヨン財務局に帰化状が登録されなければならなかったが、ローヌ県文書館のBP 1881-1883 Livres du Roiには6巻の帰化状登録簿が残存している。帰化を選択した者たちの大まかな特徴には、30歳以上の既婚男性、商人か手工業者で、イタリアかサヴォワなど比較的近隣地域の出

身、16年以上すでにリヨンに居住し、ある程度の職業的成功を収めた後、様々な理由によりここで人生を終えることを選択したということが挙げられる。この居住年数の長さからみると、帰化という選択は当事者にとってやはりかなり重いものであったと言えるのではないが。外国人が帰化を準備するのは、複数の次元に及ぶ多様な背景があつた。祖国の政治的圧力や雇用機会、家族戦略、財産保護要求など複合的要因が帰化の契機となると同時に、居住都市社会の受け入れ環境も影響を及ぼしたと思われる。

このような帰化に関し、外国人の態度は様々であった。フィレンツェのGadagneは都市に「同化」した最も有名な事例である。移住第三世代であるGuillaumeはBeauregard、Bouthéonの領主になり、帰化してリヨンの参事会員となった後、国王総代官、セネシャルへと王国行政官職への道を上昇したのである。逆に、Capponi、Salviati、Gondi家にとってリヨンは一拠点・支店にすぎず、より広い地域で活躍した大商人家門であった。また一族の中で次男、三男だけを帰化させる事例もある。ただしリヨンの外国人は、制度的に帰化するかどうかにかかわらず、居住した都市の社会生活には積極的ににかかわりを持っていた。主な地域参加としては、入市式や名士の祝祭に参加すること、そして大施物会やサン=ロラン病院に対する、これ見よがしともいえるような派手な慈善活動である。

16世紀リヨンのイタリア人は、在住社会との多くの接触を持ちながらも、法制的な意味での「同化」には至らないことも多かった(=それを強制される機会が少なかった)ように見受けられる。イタリア諸都市出身の商人集団は、国際的な意識の中で生きていたのも事実であり、それこそがリヨンをヨーロッパの経済的・商業的ダイナミズムに組み込むことのできた要因であった。16世紀の中頃までは、こうした外国人に対してリヨン社会は比較的寛容であったように思われる。しかし16世紀後半になると経済状況の悪化に伴い、イタリア人=徴税請負人に対する反感や、小売市場への関与に対する非難が一層厳しくなり、増税批判の言説の中にイタリア人が登場してくる。また、リヨンの外来商人が王権や都市から得ていた免税などの特権は、段階的に廃止される方向に向かった。この免税特権の廃止は、カトリック同盟による政治的混乱とあわせて、外来商人がリヨンから出て行く原因の一つになった。それ以前のリヨンでは、同郷団による監視下、その保護も受けながら比較的有利に居住できたとし、市参事会への進出を望まない限りは、身分や立場の曖昧さが問題になることも少なかった。しかし宗教戦争後半以降、特にイタリア人商人や実業家は、より短い滞在で市民権が得られるパリやマルセイユへと立ち去ることを選択している。このことを受けて、ガスコンは宗教戦争に伴いリヨンという都市が閉鎖性を高めたとし

ているが、管見によればリオンはイタリア人と入れ替わる形でサヴォワ人の割合が高くなっており、帰化登録そのものの件数も減ってはならず、引き続き移入者を受け入れ続けていたと言える。この展開が、リオンが絹織物業都市として再び脚光を浴びる 18 世紀にかけてどのように受け継がれていくのか、帰化申請者数の著しい増加が見られる 1630 年代および 1670 年代はどのような社会的背景との関連が指摘できるのか、また今後の課題は多い。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 2 件)

Keiko KOYAMA, « Les députés de Lyon en cour et l'art des communications de la ville et du pouvoir royal au XVIe siècle », *Parliaments, Estates and Representation*, march 2018 (published online/ scheduled for publication of journal, vol. 38, n. 2, in July).
<https://doi.org/10.1080/02606755.2018.1436261>

小山啓子「16 世紀リオンの外国人と都市空間」、『日仏歴史学会会報』第 30 号、2015 年、48-50 頁。

〔学会発表〕(計 3 件)

Keiko KOYAMA, « Les députés de Lyon en cour et la technique des communications de la ville et du pouvoir royal au XVIe siècle », the 69th International conference, International Commission for the History of Representative and Parliamentary Institutions, Orléans (France), september 2017.

小山啓子「国王儀礼にみる近世フランスの君主制秩序」、『学習院大学史学会大会、2015 年 12 月。

小山啓子「16 世紀リオンの外国人と都市空間」、『日仏歴史学会研究大会(駒沢大学) 2015 年 3 月。

〔図書〕(計 2 件)

イェルン・ダインダム著、大津留厚・小山啓子・石井大輔訳『ウィーンとヴェルサイユヨーロッパのライバル宮廷』刀水書房、2017 年。

小山啓子「フランスの危機と再建」(第 2 章第 5 節)、南塚信吾、秋田茂、高澤紀恵編『新しく学ぶ西洋の歴史 アジアから考える』ミネルヴァ書房、2016 年。

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小山 啓子 (Koyama, Keiko)
神戸大学・人文学研究科・准教授
研究者番号：60380698

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()